

有害情報をブロックする フィルタリングで 子どもを守ろう!



子どもを守る「**フィルタリングサービス**」への加入は「**大人の責任**」です。

携帯電話の使用者が
青少年である場合、事業者は保護者に、
次の3点の説明を行います。

- 1 身近にインターネット環境があることによって、
有害な情報を閲覧する可能性があること
- 2 「フィルタリングサービス」の具体的な意義と内容
- 3 「フィルタリングサービス」を利用しない場合の危険性

保護者は、フィルタリングを不要と申し出る場合には、利用しない理由を申出書に記載し署名の上、事業者に提出しなければなりません。

大阪府青少年健全育成条例

スマートフォンは、2通りの回線(携帯電話回線と無線LAN回線)があり、
それぞれに対応するフィルタリングが必要です。

無線LAN回線スマートフォンへの対応

フィルタリングアプリをご自身でダウンロードしてください。
ダウンロードについては、携帯電話取扱店の店頭でもサポートしています。

携帯電話回線(携帯電話及びスマートフォンへの対応)
携帯電話取扱店でお申込みください。

フィルタリングを
解除する前に…
ちょっと待った!

一括制限だけでなく、友達のブログなど見たいサイトだけ見れたり、使いたいアプリだけダウンロードできるなど、それぞれの利用者に合わせた様々な使い方ができます。(機種により異なります。)



詳しくは携帯電話取扱店にお問合せください。